

## JALグループ、国際線「燃油特別付加運賃」の改定を申請

2007年2月13日

第 06131号

JALグループはこの度、「燃油サーチャージ」(正式名称「燃油特別付加運賃」)の改定を行うことを決定し、本日国土交通省に申請いたしました。

航空燃油価格は依然として過去に例を見ない高騰状態にあります。本年4月からのIATA運賃の値上げや燃油市況見通し等、状況を総合的に判断した結果、下記のとおり本年4月より改定することといたしました。弊社では、引き続きコスト削減に努めてまいります。今後も、お客さまに一部をご負担いただくことにつき、ご理解をお願い申し上げます。

### 【「燃油特別付加運賃」改定の概要】

運賃額：（日本発の場合。額は一区間片道当り）

	現行	改定後
韓国	1,800円	1,700円
中国	4,300円	4,100円
香港(*)	1,800円(**)	5,200円
フィリピン・台湾・グアム・ベトナム	5,400円	5,200円
タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド・ハワイ	8,900円	8,700円
太平洋・欧州・中東・オセアニア	13,000円	12,000円
ブラジル	16,500円	15,500円

(\*)香港線は運航距離に応じ、本来フィリピン・台湾・グアム・ベトナムと同一区分となりますが、現在は関係国政府認可の都合上、そのレベルよりも低額での設定となっております。

今回4月以降分を距離に応じた本来の区分の額で申請を行いました。関係国政府認可関係次第では最終的に今回申請額より低額となる可能性もあります。

(\*\*)2月15日発券分から1,600円

適用開始： 2007年4月1日発券分から

改定条件： 毎月10日時点で発表されているシンガポールケロシン市況価格を確認、

- ① 直近30営業日連続で1バレル当たり75ドルを下回った場合には本運賃を切り下げます。
- ② 直近30営業日連続で1バレル当たり45ドルを下回った場合には本運賃を廃止します。

\*適用条件 ①大人・小児・幼児ともに同額をご負担いただきます。また、JALマイレージバンク国際線特典航空券ご利用のお客さまにも同額をご負担いただきます。

②航空券ご購入後に払戻しする場合、燃油特別付加運賃については、取消手数料・払戻手数料は適用されません。

③関係国政府認可条件により、額が変更となる場合があります。

以上